

## 評議員及び役員の報酬並びに費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈心会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。  
常勤役員のうち、理事は、常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊を含む。）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 この法人は、評議員に定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 役員には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 3 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。

### (報酬の額の決定)

第4条 この法人の個々の評議員の報酬は、評議員会出席の都度、一人一律2万円を支給する。

- 2 この法人の全理事の報酬総額は、年間150万円以内とする。  
( 算出根拠：理事会・評議員会・法人経営に関する会議に出席した時、  
25回×2万円×3名（非常勤理事） )
- 3 この法人の全監事の報酬総額は、年間80万円以内とする。  
( 算出根拠：理事会・評議員会・監査 20回×2万円×2名 )

- 4 この法人の理事長の報酬額は、別記1の額を支給する。
- 5 この法人の常勤理事の報酬額は、別記2の額を支給する。
- 6 非常勤理事に対する報酬は、評議員会及び理事会並びにその他法人経営に関する会議等に出席の都度、一人一律2万円を支給する。
- 7 監事に対する報酬は、監査、評議員会及び理事会に出席の都度、一人一律2万円を支給する。ただし、評議員会及び理事会に出席した日に併せて監査業務を行った場合は、併せての報酬等は支給しない。

#### (費用弁償)

- 第5条 この法人は、評議員及び役員がその職務の執行に当たって負担した費用（交通費なども含む 別記3及び別紙1）については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 評議員及び役員には、出張に要する旅費（宿泊費を含む。）を、この法人の旅費規程に準じて支給することができる。
  - 3 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は、この法人の通勤費支給基準に準ずる。ただし、常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、交通費は支給しない。

#### (報酬等の支給日)

- 第6条 評議員及び非常勤役員の報酬等は、必要の都度支払うものとする。
- 2 常勤役員の報酬等（旅費を除く。）は、毎月25日に支払うものとする。なお、支払日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

#### (報酬等の支給方法)

- 第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

#### (公表)

- 第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第45条の35条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

別記1 報酬月額 100万円以内 週3日程度勤務  
(第3条3項に該当する者以外の方をお願いする場合)

別記2 報酬月額 60万円以内 週3日程度勤務  
(非常勤理事に常勤理事をお願いする場合)

別記3 交通費 自家用車を利用した場合 (別紙1参照)

10km以内	1,000円
千葉市内	2,000円と高速道路代金
上記以外	4,000円と高速道路代金

公共の交通機関を利用した場合 (別紙1参照)  
公共の交通機関及び最寄りの駅からのタクシー代

附 則

この規程は、平成29年6月2日 (定時評議員会の議決日) から施行する。

この規程は、平成29年9月15日から一部改程する。